

前回検討会報告書案からの修正点

1. 検討の背景 9行目 (P 1)

(前回検討会での委員からの指摘を踏まえ追加)

しかしながら、以下のとおり、事業者に対する社会的責任の要請が高まる中、一部の事業者において、公害防止管理に係る不適正事案が発生した。事業者は公害防止管理者制度制定時の基本的精神に立ち返り、公害防止に関する環境管理に取り組むことが求められる。

1. 不適正事案の概要 C社、D社 (P 3)

(処分事項の追加)

C社：同社の排水管理担当者2名と法人としての同社が、水質汚濁防止法違反容疑で警察により書類送検された。

D社：同社の排水管理担当者2名と法人としての同社が、水質汚濁防止法違反容疑で警察により書類送検された。

3. 公害防止に関する環境管理の課題整理等 (P 5, 6)

(パブコメ6番の意見を踏まえ修正)

修正前：背景・動機

修正後：環境管理に対する認識の問題

3.(5) 公害防止に関する環境管理体制(予防的対応)の問題 (P 8)

(パブコメ8番の意見を踏まえ修正)

修正前：このため、異常発生時の感知は、環境汚染拡大の未然防止の観点から重要である。また、測定された環境データを適切に評価し、工場内外に迅速に連絡する体制を構築することが求められる。

修正後：このため、環境データの適切な管理と評価は、異常事態の感知及び環境汚染拡大の未然防止の観点から重要である。また、この評価結果を工場内外に迅速に連絡する体制を構築することが必要である。

3. 従業員教育への取組(1)(P 14、20)

(前回検討会での委員からの指摘を踏まえ削除)

修正前：真のコンプライアンス教育の実施

修正後：コンプライアンス教育の実施

1.(1) 先行事例にみる実践上のヒント(P16)

(パブコメ14番の意見を踏まえ修正)

修正前：データ改ざんが～計測システムを導入する。

修正後：データ改ざんが～計測システムや、電子署名、タイムスタンプなど測定データの改ざんを防止するシステムを導入する。

2.(1) 先行事例にみる実践上のヒント(P18)

(パブコメ15番の意見を踏まえ修正)

修正前：経営幹部による「マネジメント・サイト・パトロール」を定期的に～直接現場に伝達する。

修正後：経営幹部による「マネジメントレビュー」や「マネジメント・サイト・パトロール」を定期的に～直接現場に伝達する。

3.(1) 先行事例にみる実践上のヒント(P21)

(パブコメ19番の意見を踏まえ修正)

修正前：事故・トラブルが起きた場合～、根本的な原因を究明する方策を社内全体に定着させる。

修正後：事故・トラブルが起きた場合～、根本的な原因を究明し、その原因を除去する方策や予防措置を社内全体に定着させる。

4.(3) 関係会社・取引先とのコミュニケーション(P22、23)

(前回検討会での委員からの指摘を踏まえ修正)

修正前：関係会社や委託先が環境管理の役割の一端を担う場合、事業者としての環境管理方針及び方策を関係者に周知徹底する。

関係会社や委託先に対して、環境管理方針の遵守状況について、定期的に報告を求める。

修正後：関係会社や取引先が環境管理の役割の一端を担う場合、事業者としての環境管理方針及び方策を関係者に周知徹底し、関係会社や取引先においても環境管理方針を策定するよう、働きかける。

関係会社や取引先に対して、環境管理方針の遵守状況について、定期的に報告を求めるとともに、必要に応じて、関係会社や取引先と共同で環境管理に取り組む。

2.(2)事業者による取組状況の把握や評価及び新たな措置の検討(P28)

(パブコメ28番の意見を踏まえ修正)

修正前：あわせて、地方自治体への定期的な調査等により、公害防止組織整備法に基づく施行状況を確認・把握する。

修正後：あわせて、地方自治体への定期的な調査等により、公害防止関連法規及び公害防止組織整備法に基づく施行状況を確認・把握する。

報告書全体

(パブコメ23番の意見を踏まえ修正)

修正前：求められる。

修正後：必要である。